

# 税の減免等

## ● 軽自動車税・自動車税・自動車取得税

身

知

精

自動車に関する税については、障がい者1人につき1台が対象となりますが、障がいの種別・障がいの程度などにより、減免の適用が異なります。

### ◆ 要件

軽自動車税、自動車取得税・自動車税が減免される要件は、次のとおりです。

身体障がい者等の区分	※1 自動車の所有者	自動車の 運 転 者	自動車の 使用目的	該当する障害の程度
身体障がい者 (18歳以上)	本 人	本 人	(制限なし)	別表に該当する場合
		生計を一にする方	通院、通学、通所、生業	別表に該当する場合
		常時介護する方	※2	別表に該当する場合
身体障がい者 (18歳未満)	生計を一にする方	生計を一にする方	通院、通学、通所、生業	別表に該当する場合
		常時介護する方	※2	別表に該当する場合
戦傷病者	本 人	本 人	(制限なし)	別表に該当する場合
		生計を一にする方	通院、通学、通所、生業	
		常時介護する方	※2	
知的障がい者	本人又は生計を一にする方	生計を一にする方	通院、通学、通所、生業	重度の知的障がい者で療育手帳に「A」の障害の表示がある場合
		常時介護する方	※2	
精神障がい者	本人又は生計を一にする方	生計を一にする方	通院、通学、通所、生業	精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方
		常時介護する方	※2	

### ◆ 注意事項

※1 「自動車の所有者」とは、自動車の登録上の所有者(使用者)をいい、具体的には、自動車検査証の所有者欄(割賦販売の自動車の場合は使用者欄)に記載されている方です。

また、18歳未満の身体障がい者(精神・知的障がい者の方は除く。)の方のために使用する自動車の減免を受けている方について、当該障がい者の方が4月1日現在で18歳以上になると減免の対象ではなくなります。

※2 「常時介護する方」とは、当該車両を継続して(一年以上の間)日常的に(週3回程度以上)障がい者の通学、通院、通所、生業のために運転している方です。

〈 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免の対象となる障がいの範囲 〉

○ 身体障がい者自身が運転する場合

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい						
聴覚障がい						
平衡機能障がい						
喉頭摘出による音声機能障がい						
上肢不自由						
下肢不自由						
体幹不自由						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能					
	移動機能					
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障がい						
肝機能障がい						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい						

○ 身体障がい者と生計を一にするか、又は常時介護する方が運転する場合

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい						
聴覚障がい						
平衡機能障がい						
喉頭摘出による音声機能障がい						
上肢不自由						
下肢不自由						
体幹不自由						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能					
	移動機能					
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障がい						
肝機能障がい						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい						

○ 戦傷病者の方（戦傷病者手帳）

区 分	減免の対象となる範囲	
	戦傷病者の方が自ら運転する場合	戦傷病者の方と生計をにずる方または常時介護する方が運転する場合
視 覚 障 が い	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴 覚 障 が い	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平 衡 機 能 障 が い	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
音 声 機 能 障 が い (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	特別項症から第2項症	
上 肢 不 自 由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下 肢 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症
体 幹 不 自 由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症
心臓、じん臓、肝機能、呼吸器、小腸、 ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

(注) 旧として表示してある場合の第7項症は第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症となります。したがって、旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

◆ 軽自動車税の減免申請について

お問合せ：市民税課 924-2081

(1) 申請方法

市民税課又は各行政センター(富田・大槻は除く。)で減免申請をしてください。

〈 必要なもの…納付書、各障がい者手帳、自動車検査証、運転免許証、認印 〉

(2) 申請期間

納付書発送日(5月上旬)から納期限の7日前までです。

※ 減免を受けている車から別の車に乗り換えた場合や、ナンバーの番号を変更した場合などは、新しい車(ナンバーの番号)で改めて新規申請する必要があります。

(3) 減免対象者

減免の申請ができるのは自動車税の納付義務者(毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している人)のみです。(下表のとおり)

所有(購入)区分	手帳交付時期	免除の可否
4月1日現在所有している自動車の減免申請	各障がい者手帳の交付が 4月1日以前の場合	<b>全額免除</b>
	各障がい者手帳の交付が 4月2日以降の場合	<b>次年度からの免除</b>

◆ 自動車税・自動車取得税の減免申請について

お問合せ： 県中地方振興局県税部 935-1261

(1) 申請方法

A 障がい者自身が運転する場合

県中地方振興局県税部(県郡山合同庁舎内)で減免申請をしてください。

B 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合

- ① 市役所障がい福祉課で申請し、生計同一証明書又は常時介護証明書をもらう。
- ② 県中地方振興局県税部(県郡山合同庁舎内)で減免申請してください。

(2) 減免申請に必要なもの ※ 自動車取得税の場合は、自動車検査証は不要です。

区分	申請に必要なもの(全て原本を持参)
A 障がい者自身が運転する場合	各障がい者手帳、自動車検査証、運転免許証、認印
B 生計を一にする方が運転する場合	各障がい者手帳、 <u>生計同一証明書</u> 、自動車検査証、運転免許証、認印その他、精神障がいの方は自立支援医療受給者証(精神通院)
※常時介護する方が運転する場合	各障がい者手帳、 <u>常時介護証明書</u> 、自動車検査証、運転免許証、認印その他、精神障がいの方は自立支援医療受給者証(精神通院)

※ 「生計同一証明書」「常時介護証明書」取得に必要なもの

区 分	申 請 に 必 要 な も の
<u>生計同一証明書</u>	各障がい者手帳、自動車検査証、世帯全員の住民票又は同意書、認印、運転免許証
<u>常時介護証明書</u>	各障がい者手帳、自動車検査証、常時介護している世帯全員の住民票、障がい者世帯全員の住民票、運転免許証、認印、運行計画書、運行計画書のとおり通学・通院・通所等している事実がわかる証明書、誓約書、申立書

### (3) 申請期間

#### ① 自動車税

減免の申請ができるのは自動車税の納付義務がある場合のみです。(下表のとおり)

所有(購入)区分	手帳交付時期	申請期限
4月1日(午前零時)現在 所有している 自動車の減免申請	各障がい者手帳の交付が 4月1日より <b>前</b> の場合	納期限(4/1から5/31まで) <b>(全額免除)</b> ※ <u>納期限以後に申請した場合は、 月割減免</u>
	各障がい者手帳の交付が 4月1日 <b>以降</b> の場合	当該年度の2月末日まで ※ <u>申請日の翌月以後の月数に応じ 月割減免</u>
新車購入の場合又は 一時抹消登録された 中古車購入する場合	各障がい者手帳の交付が 自動車の登録日 <b>以前</b> の場 合	運輸支局等に新規の <b>登録</b> を 行うときまで
	各障がい者手帳の交付が 自動車の登録日 <b>翌日以降</b> の場合	当該年度の2月末日まで ※ <u>申請日の翌月以後の月数に応じ 月割減免</u>

#### ② 自動車取得税

登録を行うまでに申請してください(新車登録・名義変更時)